

# 瀬戸浄化センター脱水ケーキ堆肥資源化搬出処理業務委託（単価契約）仕様書

## 第1章 総 則

### （適用と概要）

第1条 この仕様書は、瀬戸浄化センター脱水ケーキ堆肥資源化搬出処理業務委託（単価契約）に適用する。

2 本業務は、瀬戸浄化センター（以下「浄化センター」という。）の脱水ケーキを堆肥化するものであり、浄化センター等の機能が十分発揮できるとともに良質な堆肥が生産可能なように仕様書・契約書・関係書類及び本市監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い誠実かつ安全に業務を履行すること。

### （事前協議）

第2条 受託者は、本業務の契約締結後、速やかに工程・手順等について監督員及び関係者と協議・打ち合わせすること。

### （疑問等）

第3条 受託者は、業務履行に際して疑問が生じた場合は、その都度監督員と協議すること。また、履行方法・手順等については、監督員の指示に従うこと。

### （業務責任者）

第4条 受託者は、本業務における業務責任者を定め、本市に届け出ること。

### （弁償・復旧）

第5条 受託者は、本業務履行中、本市既設工作物等に損害を与えた場合、受託者において同等品以上をもって弁償・復旧すること。

### （検査）

第6条 検査員の検査に合格しない場合、受託者は、遅滞なく不良個所の再履行を行い、検査員の再検査を受けること。

### （安全対策）

第7条 受託者は、本業務の履行に際して労働安全衛生法等その他関係法令を遵守し、所定の安全対策を施し、事故防止に万全を期すること。

(堆肥化処理量の算定及び委託料の支払い)

第8条 本業務の支払いは、月末締め翌月払いとし、その詳細は、契約書のとおりとする。  
また、堆肥化量の算定は、受託者が所有する計量器若しくは受託者がリースした計量器により算出した数量(重量)で、支払いの対象となる堆肥化処理量は、その月の累計の量とする。金額は、月累計重量に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

(提出書類)

第9条 受託者は、本業について次の書類を提出すること。

(1) 契約時に提出する書類

ア 契約書 2 部 (1部返却)

産業廃棄物処理業許可証(写)

産業廃棄物収集運搬業許可証(写)

普通肥料販売業届出書(写)

肥料取締法第7条に基づく登録証(写)

堆肥の生産・販売計画表(当年度分)

環境保全対策等の資料

契約書に添付

イ 課税事業者届出書 1 部

(2) 業務着手時に提出する書類

ア 委託業務着手届 1 部

イ 工程表(委託作業表) 1 部

ウ 業務責任者届 1 部

(3) 現場履行時まで提出する書類

ア 計量証明事業者証明証等(写) 1 部

イ 他社の計量器を借りる場合は、その契約書(写) 1 部

ウ その他監督員の指示による必要な書類 1 式

(4) 業務完了時に提出する書類

ア 委託業務完了通知書 1 部

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| イ 写真帳（工程毎カラー）           | 1 部 |
| ウ その他監督員の指示する書類         | 1 式 |
| （5）行政的指導・処分を受けた時に提出する書類 |     |
| ア 指導・処分に関する命令書（写）       | 1 部 |
| イ 指導又は命令書に対する対応事項の内容書類  | 1 部 |
| （6）その他                  |     |
| ア 計量伝票（計算毎に提出）          |     |
| イ マニフェスト伝票（業務終了毎）       |     |
| ウ 進捗状況報告書（毎月末）          | 1 部 |

（履行期間）

第10条 本業務の委託期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。